

## 琴浦町住宅用太陽光発電等導入推進補助金交付要綱

### (交付目的)

第1条 本補助金は、町内の住宅に太陽光発電システム（以下「太陽光発電」という。）とその他の新エネルギー設備又は省エネルギー設備（以下「省エネ設備等」という。）を導入する者に対して、県と連携した支援を行うことにより、太陽光発電及び省エネ設備等（以下「太陽光発電等」という。）の導入を促進し、地球温暖化対策に貢献することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第2条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前項に規定する補助金（以下単に「補助金」という。）の額（同表の第3欄に定める額（複合型と単独型のいずれか）を限度とする。）を上限とする。

3 各年度の補助対象とする補助事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に交付の決定を行う事業とする。ただし、当該年度の本補助金の交付決定以前に着手した補助事業については、本補助金の交付を保証するものではない。

### (交付申請の時期等)

第3条 本補助金の交付申請は、事業の完了後に琴浦町補助金等交付規則（平成16年9月琴浦町規則第48号。以下「規則」という。）第4条の申請書に添付すべき書類は、同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第4条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (交付の条件)

第5条 本補助金の交付を受ける者は、規則第24条及び第25条を遵守すること。

### (着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第3号の町長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

### (間接的な財産処分の承認)

第7条 補助事業者は、第5条の規定により付した規則第24条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による町長の承認は、申請を受けた日から起算して、町長がその処分について所管の長の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数に、原則として14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第24条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を設置した日から起算して15年とする。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第24条第2項第3号の財産を定めるに当たって、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 所得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産として次のとおり定める。

- 1) 太陽光発電設備
- 2) LED照明器具
- 3) 高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ等）
- 4) 太陽熱温水器
- 5) 小型風力発電
- 6) ペレットストーブ
- 7) まきストーブ

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして町長が別に定めるもの

(事業効果の把握)

第8条 補助事業者は、町が事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握しようとするとき、町の求めに応じて、これらの情報を町に報告するものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 琴浦町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成17年琴浦町訓令第23号）は、平成22年3月31日をもって廃止する。

別表

| 1<br>補助事業  | 2<br>事業実施主体   | 3<br>補助金の限度額  |
|--|---|---|
| <p>町内の住宅（店舗、事務所等との兼用は可とする。）に太陽光発電と省エネ設備等をあわせて導入する事業と太陽光発電を設置する事業</p> <p>ただし、各設備は新たに設置されるもので、設置前において使用に供されていないものに限る。なお、集合住宅にあつては、以下において1戸を1件（共用部分のみに係る場合は共用部分を1件）として取り扱う。</p>   | <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>①住宅の所有者</p> <p>②建売住宅を購入する者</p> <p>③自らが所有しない住宅に居住する者であつて、当該住宅への法定耐用年数の間にわたる対象設備の設置について所有者の承諾を受けている者</p> | <p>太陽光発電、省エネ設備等のそれぞれについて、限度額は以下のとおりとする。</p>   |
| <p>太陽光発電</p> <p>1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値（以下単に「最大出力」という。）が10kW未満のもので、経済産業省の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であるもの</p>   |   | <p>太陽光発電（複合型）</p> <p>1件当たりの最大出力が4kWを超える場合は4kWを限度とし、かつ、1kW当たり6万円を限度とする。</p> <p>太陽光発電（単独型）</p> <p>1件当たりの最大出力が4kWを超える場合は4kWを限度とし、かつ、1kW当たり4万円を限度とする。</p> |
| <p>省エネ設備等</p> <p>次のうち一つ以上の設備を導入する事業</p> <p>(1) LED照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室、廊下、玄関等の天井や壁面に取付工事を行つて使用するもので、複数台を導入すること。</li> </ul> <p>なお、可搬型の照明器具（デスクスタンドのようにコンセントに差し込んで使用するもの）や電球部分のみの交換は対象外とする。</p> <p>(2) 高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省の高効率給湯器導入促進</li> </ul> |   | <p>省エネ設備等</p> <p>1件当たり4万5千円（二つ以上の設備を導入した場合でも同じ）を上限とする。</p> <p>ただし、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を上限とする。</p>                                      |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>事業費補助金、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金又は民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であるもの</p> <p>(3) 太陽熱温水器</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・貯湯量 100 リットル以上のもの</li></ul> <p>(4) 小型風力発電</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・定格出力が 100W以上で、次のいずれの要件も満たすもの</li><li>①強風時における安全対策が施されているもの</li><li>②騒音等への対策が施されているもの</li><li>③プロペラ等の回転部に容易に人が接触することがないように、人の手の届かない高さに設置し、又は周囲に柵を設ける等の措置がとられているもの</li></ul> <p>(5) ペレットストーブ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・居室で使用するもの</li></ul> <p>(6) まきストーブ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・居室で使用するもので、効率的な二次燃焼システムにより排煙を減少させる構造であるもの</li></ul> |  |  |
|---|--|--|

平成22年琴浦町訓令第7号

様式第1号（第3条、第10条関係）

平成 年 月 日

琴浦町長 山 下 一 郎 様

申請者 住 所 琴浦町大字 番地

氏 名

平成 年度 琴浦町住宅用太陽光発電等導入推進補助金交付申請書

琴浦町住宅用太陽光発電等導入推進補助金の交付を受けたいので、琴浦町補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. システムの設置場所 東伯郡琴浦町大字 番地
2. 設 置 年 月 日 平成 年 月 日
3. 添 付 書 類
  - (1) 契約書の写し及び工事内訳書、領収書の写し
  - (2) 電力会社の「太陽光発電からの余剰電力需給契約のご案内」の写し
  - (3) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性
  - (4) 住宅用太陽光発電仕様確認書
  - (5) 省エネ設備等の性能・品質（別表の第1欄に掲げる事業の性能・品質を証する書面）の写し等
  - (6) 設置写真（モジュール、インバーター、省エネ設備等）

平成 年度 住宅用太陽光発電等導入推進補助金 事業報告書

|                   |   |
|-------------------|---|
| <p>1件当たりの補助金額</p> | <p>○複合で実施する場合</p> <p><b>【太陽光発電】</b></p> <p>補助対象事業費 _____ 円</p> <p>太陽光発電の最大出力 _____ k w</p> <p>補助単価（1 k w 当たり） 60,000 円</p> <p>補助金額（最大4 k w） _____ 円</p> <p><b>【省エネ設備等】</b></p> <p>補助対象事業費 _____ 円</p> <p>補助単価（一つ以上の設備を導入する事業）</p> <p>申請1件当たり 45,000 円</p> <p>補助金額 _____ 円</p> <p>※事業を実施する省エネ設備等を○で囲んでください。</p> <p>(1)LED照明器具</p> <p>(2)高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ等）</p> <p>(3)太陽熱温水器</p> <p>(4)小型風力発電</p> <p>(5)ペレットストーブ</p> <p>(6)まきストーブ</p> |
| <p>その他参考となる事項</p> | <p>○単独で実施する場合</p> <p><b>【太陽光発電】</b></p> <p>補助対象事業費 _____ 円</p> <p>太陽光発電の最大出力 _____ k w</p> <p>補助単価（1 k w 当たり） 40,000 円</p> <p>補助金額（最大4 k w） _____ 円</p>   |

※ 補助対象事業費は、総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額

琴浦町大字 番地  
様

東伯郡琴浦町長 山下 一郎

平成 年度 住宅用太陽光発電等導入推進補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった住宅用太陽光発電等導入推進補助金（以下「本補助金」という。）については、琴浦町補助金等交付規則（平成16年9月琴浦町規則第48号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

○複合で実施する場合

【太陽光発電】1kw当たり（60,000円）

補助対象事業費 \_\_\_\_\_ 円

太陽光発電の最大出力 \_\_\_\_\_ kw

補助金額（最大4kw） \_\_\_\_\_ 円

【省エネ設備等】1件当たり（最大45,000円）

補助対象事業費 \_\_\_\_\_ 円

〔 \_\_\_\_\_ 〕を実施した補助金額 \_\_\_\_\_ 円

○単独で実施する場合

【太陽光発電】1kw当たり（40,000円）

補助対象事業費 \_\_\_\_\_ 円

太陽光発電の最大出力 \_\_\_\_\_ kw

補助金額（最大4kw） \_\_\_\_\_ 円